# 重要事項説明書

## 【令和6年4月1日改正】

当事業所は介護保険法の指定を受けています。 (指定事業者番号:北海道 第0171200082号)

当事業所は、利用者に対して居宅介護支援事業(ケアプラン作成)のサービスを提供いたします。

## 【目次】

- 1. 事業者(施設経営法人)
- 2. 事業所の概要
- 3. 職員の体制・職務内容
- 4. 営業日及び営業時間
- 5. 事業の実施地域
- 6. 事業の目的と運営方針
- 7. サービスの提供方法及び内容
- 8. 利用料金
- 9. 個人情報の保護
- 10. 感染症の予防及び まん延防止のための措置
- 11. 事故発生時及び緊急時の対応
- 12. 虐待の防止について
- 13. 苦情等の受付

社会医療法人 北晨会 恵み野居宅介護支援事業所

## 1. 事業者

法人の名称	社会医療法人 北晨会
法人の所在地	恵庭市恵み野西2丁目3番地5
代表者名	理事長  近藤 英輔
電話番号	(0123) -36-7555
法人理念	やさしさと温もりのある医療・介護の実践

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	恵み野居宅介護支援事業所 (特定居宅支援事業所・Ⅱ)
事業所の所在地	恵庭市恵み野西2丁目3番地10
管理者の氏名	布施 勝也
電話番号	$(0\ 1\ 2\ 3)\ -2\ 9-3\ 7\ 3\ 7$
FAX番号	$(0\ 1\ 2\ 3)\ -3\ 6-5\ 0\ 0\ 1$
指定事業所番号	0171200082 (平成11年8月16日指定)

# 3. 職員の体制・職務内容

職名	常勤		非常勤		職務内容	
4联2口	専従	兼務	専従	兼務	+ 収伤円谷	
管理者	1				事業所の管理	
主任介護支援専門員(管理者含む)	3				居宅サービス計画の作成	
介護支援専門員	4				居宅サービス計画の作成	
事務員	0	1			必要な事務処理	
介護支援専門員合計	人数		,		7人以上	

# 4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
	※祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は休業
営業時間	【平 日】午前9時から午後5時まで
	【土曜日】午前9時~12時まで
緊急時の連絡先	【上記の営業時間以外場合】090-9083-8215

# 5. 事業の実施地域

	<u>*                                      </u>		
事業の実施地域	恵庭市		

# 6. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供すること				
	を目的とする。				
運営方針	・要介護状態になった利用者が可能な限り居宅において、その有する能				
	力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、その利用者の				
	選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的効				
	果的に提供されるよう支援を行う。				
	・各関係機関(関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介				
	護支援事業者及び介護保険施設、医療機関、障害福祉制度の相談支援				
	事業者等)との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を				
	尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることの				
	ないよう、公正中立な業務に努める。(利用者やその家族は居宅サー				
	ビス計画に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業者の				
	紹介を求めることが可能かつ位置づけた理由を求めることも可能)				

### 7. サービスの提供方法及び内容

- (1) 居宅サービス計画作成、変更(ケアプラン)
- (2) 利用者状況の把握(アセスメント)
- (3) サービス実施状況の把握、評価(モニタリング・担当者会議)
- (4) 給付管理
- (5) 要介護認定等の申請に係る支援
- (6) 施設入所への支援

#### 8. 利用料金

- ①居宅介護支援利用料は介護サービス提供開始以降1ヶ月あたり、下記の料金となり ます。ただし、法定代理受領により居宅介護支援に対する介護保険給付が事業所に 支払われる場合は利用者の自己負担はありません。
  - ・要介護1、要介護2

10860円

要介護3、要介護4、要介護514110円

#### 【加算関係分】

特定事業所加算(Ⅱ)

- 4210円 (1ヶ月につき)
- \*国が定める人員配置、緊急時対応等の基準をみたした事業所
- 特定事業所医療介護連携加算

1250円(1ヶ月につき)

- \*国が定める基準(前々年度の3月~前年度の2月までの算定状況)をみ たした場合
- 入院時情報連携加算
- (I)
   2500円 (1ヶ月につき1回限度)
- \*病院又は診療所に入院するにあたって、1日以内に当該職員に対し、利 用者に係る必要な情報を提供した場合
  - $(\Pi)$ 2000円 (1ヶ月につき1回限度)
- \*病院又は診療所に入院するにあたって、3日以内に当該職員に対し、利 用者に係る必要な情報を提供した場合
- ○入院となった場合、利用者また家族は、入院先医療機関に担当介護支 援専門員の連絡先を提供及び担当介護支援専門員に連絡頂くことを留 意する。
- · 退院 · 退所加算
  - \*医療機関に入院又は地域密着型介護老人福祉施設や介護保険施設に入 所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービス又は 地域密着型サービスを利用する場合において、当利用者の退院又は退 所に当たって、当該医療機関又は当該施設、介護保険施設の職員と面 談やカンファレンス等を行い当利用者に関する情報の提供を受けた上 で、居宅サービスの計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サー ビスの利用に関する調整を行った場合。入院・入所期間中1回を限度と して算定
    - (I) イ 4 5 0 0 円 (カンファレンス以外で1回の場合)
    - (I) ¤ 6000円 (カンファレンスにより1回の場合)
    - (Ⅱ) イ 6 0 0 0 円 (カンファレンス以外で2回以上の場合)
    - (Ⅱ) □ 7 5 0 0 円 (情報提供 2 回かつ 1 回以上はカンファレンス)
    - $(\Pi)$ 9 0 0 0 円 (情報提供3回かつ1回以上はカンファレンス)
- 通院時情報連携加算

500円 (月1回を限度)

\* 医療機関を受診している際に同席し、医師または歯科医師等との連携を 行った場合

• 初回加算

- 3000円 (1ヶ月につき)
- \*新規に居宅サービス計画を作成した場合、要介護状態区分が2段階以上変更になった場合
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算

2000円(月2回を限度)

- \* 医療機関の求めにより、当該医療機関の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
- ターミナルケアマネジメント加算

4000円 (1ヶ月につき)

- \*在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当利用者又はその家族の同意を得て、当利用者の居宅を訪問し、当利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
- \*看取り期に置いて、意思決定支援や方針決定の際には「ACP」及び、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取り組みを行います。
- \*人生会議「ACP:アドバンス・ケア・プランニング」 あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い共有する取り組みを推奨します。
- ②介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付が直接事業所に支払われない場合があります。その場合は、一旦1ヶ月あたりの要介護認定の居宅介護支援利用料を利用者にお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、各市町村窓口へ提出されますと、払戻しを受けることができます。

#### 9. 個人情報の保護

個人情報保護のため「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚生労働省)」を遵守します。

したがって、利用者及び利用者世帯のプライバシーの尊重に万全を期するとともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしません。また職員であったものが正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

さらに、サービス担当者会議等において、利用者または家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書(個人情報使用同意書)により利用者またはその家族の同意を得るものとします。

#### 10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会おおむね6月に1回 以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施しています。

## 11. 事故発生時及び緊急時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者または家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行うものとします。さらに、利用者に対するサービスの提供の際に利用者の病状に急変があった場合(緊急時)には、医師の指示をうけ、必要により最寄りの救急病院等に搬送するなどの措置を講ずるとともに、家族及び関係機関等に連絡を行うものとします。

#### 12. 虐待の防止について

- ①事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1)虐待の防止に関する責任者を選定します。 虐待防止に関する責任者: 管理者 布施 勝也
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (4)サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ②身体拘束に関する事項
- (1)利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- (2)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## 13. 苦情等の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談、ご要望等は、下記窓口で受け付けています。

【苦情受付担当者】 各担当介護支援専門員

【苦情解決担当者】 (管理者) 布施 勝也

【受付時間・連絡先】 営業時間内 Tm 0123-29-3737

\*当事業所では、「苦情処理規程」を定め、利用者及び家族等からの相談、苦情迅速にかつ適切に対応します。

各市役所、北海道国民保険団体連合会等でも相談及び苦情を受け付けております。

【北海道国民保険団体連合会・介護保険課企画・苦情係】 Tm 011-231-5161 【恵庭市役所・介護保険課】 Tm 0123-33-3131

#### 【署名・押印の代替】

利用者様等の利便性向上を図るため、署名・押印を求めない事が可能であり、代替手段として、文書交付の上、支援経過記録に記載保管することで、ご利用者様本人及びご家族代表からの説明と同意の確認とさせて頂きます。

以上、指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいてサービス利用に関する重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 社会医療法人 北晨会 恵み野居宅介護支援事業所 説明者 氏名